六　道路（裏口通路を除く。）が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適当な隅切りをしなければならない。

七　復興一体事業の概要は、公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について一人当たり三平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の大部分が都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域である場合その他特別の事情により健全な市街地を造成するのに支障がないと認められる場合及び道路、広場、河川、堤防又は運河の整備改善を主たる目的として復興一体事業を施行する場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。

八　復興一体事業の概要は、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適当な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めなければならない。

九　復興一体事業の概要は、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該復興一体事業の目的並びに施行地区の規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

（資金計画に関する基準）

第十条　法第二十一条第二項第四号に掲げる資金計画に関する技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。

二　資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

（公告の方法）

第十一条　法第二十一条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の公告は、特定被災市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（公告事項）

第十二条　法第二十一条第十項に規定する農林水産省令・国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　復興一体事業の名称

二　事務所の所在地

三　事業計画の認定の年月日

2　法第二十一条第十一項において準用する同条第十項に規定する農林水産省令・国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　復興一体事業の名称及び事務所の所在地（これらの事項に関して変更がなされた場合においては、その変更前のものとする。）並びに事業計画の認定の年月日

二　前項第一号又は第二号に掲げる事項に関して変更がなされた場合においては、その変更の内容

三　変更の認定の年月日

（認定等を要しない事業計画の変更）

第十三条　法第二十一条第十一項に規定する農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、それぞれ、同条第一項の規定に係るものは次の各号（第四号及び第九号を除く。）に掲げるものとし、同条第八項の規定（同項において土地区画整理法第五十五条第一項から第六項までの規定を準用する部分に限る。）に係るものは次の各号に掲げるものとし、法第二十一条第八項の規定（同項において土地区画整理法第百三十六条の規定を準用する部分に限る。）に係るものは第十号に掲げるものとし、法第二十一条第九項及び第十項の規定に係るものは第十一号及び第十二号に掲げるものとする。

一　都市計画において定められた都市施設（都市計画法第四条第五項に規定する都市施設をいう。次号において同じ。）その他の事項で当該都市計画の変更に伴うもの

二　都市計画において定められた都市施設に関する都市計画事業（都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。）の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの

三　施行地区の変更に伴う事業計画の変更で、施行地区から除外される区域についての設計を廃止したにとどまると認められるもの

四　事業施行期間の修正又は変更

五　幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のものの新設

六　道路（農業用道路を除く。以下この号において同じ。）又は水路（農業用用排水施設を除く。以下この号において同じ。）の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとし、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの

七　道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの

八　公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定めた面積からその十分の一を減ずることとならないもの

九　資金計画の修正又は変更

十　用排水施設その他農地の保全又は利用上必要な公共の用に供する施設の本来の機能を阻害せず、又は増進することとなることが明らかな変更

十一　法第二十一条第一項第二号に掲げる事業により新設し、又は変更される農業用用排水施設又は農業用道路の総延長の二十パーセント未満の変更

十二　法第二十一条第一項第三号に掲げる事業の施行に係る土地の地積のおおむね十パーセント未満の変更

（復興住宅等建設区への換地の申出）

第十四条　法第二十六条第一項の申出は、別記様式の申出書を提出してするものとする。

2　前項の申出書には、法第二十六条第二項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（復興住宅等建設区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物）

第十五条　法第二十六条第四項第一号の農林水産省令・国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

附　則

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

別記様式（第十四条第一項関係）

復興住宅等建設区換地申出書

年　月　日

殿

申出人　住所

氏名　　印

大規模災害からの復興に関する法律第26条第１項の規定により、下記の宅地についての換地を復興住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をします。

記

所在地及び地番	地目	地積

備考

1　申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

2　申出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。